

第2日 5月4日(月)

自由論題 A会場 午前

長崎大学 相 沢 幸 悦

その2 ドイツ

「ドイツ連邦銀行法」第3条によれば、その使命は、「本法によって付与された通貨政策上の権限を用いて、通貨を安定させる目的で通貨流通および経済への信用供給を規制し、かつ銀行で受け付ける国内と国外の支払い決済取引を監視する」ことにある。ドイツ連邦銀行は、通貨価値の安定のために活動することを法律で規定されているのである。

そのため、「ドイツ連邦銀行法」第29条第1項で「中央銀行理事会および役員会は、連邦の最高官庁たる地位にある。州中央銀行および支店は、連邦の官庁たる地位にある」と規定され、連邦政府と同等の高い独立性を付与されている。

しかし、EU 通貨統合に際して設立されることになっている欧州中央銀行の目的規定と独立性は、徹底したものである。雛形になったはずのドイツ連邦銀行ですらも独立性という点で十分ではない。したがって、1996年11月に欧州通貨機構(EMI)は、各国中央銀行の独立性の強化を求めた。ドイツについては、政府による中央銀行理事会の議決を2週間延期させる権限である議決延期権の排除、物価と通貨価値安定を重視しているが、現行の規定では、物価安定を明確に第一の目的であるとする点で不十分であり、物価安定の維持を第一義的な目的として明記しなければならない、意思決定機関のメンバーの任期を最低5年間にするということの明記、意思決定機関のメンバーの解任規定を、重大な遵法行為によって有罪とされた時などというように限定、などが求められた。

そこで、ドイツ政府は、ドイツ連邦銀行の独立性をさらに高めるため、連邦政府がドイツ連邦銀行理事会の決定を延期させることができるいわゆる議決延期権の廃止、理事の任期を最低5年とする、物価の安定を第一義的なものとして明記するという法改正を行った。

さらに、ドイツ連邦銀行は、通貨価値安定のための金融政策の遂行に全力を投入するとともに、監督責任を問われて安易な銀行救済を行わないように、直接的な銀行監督を行わず、監督当局である連邦銀行監督庁に協力している。破綻銀行を救済するために融資を行うということもない。その典型的事例がヘルシュタット銀行事件であった。

1974年6月のヘルシュタット銀行の倒産に際して、ドイツの中央銀行であるドイツ連邦銀行は、倒産の原因は、為替投機の失敗にあるので、救済措置をまったくとらなかった。同行の倒産に際してとった措置は、この倒産がドイツの金融界に波及することを回避するために、市中銀行再割引枠の拡大などによって、国内の流動性を高めることだけであった。すなわち、本来の中央銀行の「最後の貸手機能」を果たしたのである。